

堺市障害者自立支援協議会の会議の公開に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、堺市障害者自立支援協議会設置規約（平成19年制定。以下「規約」という。）に基づく堺市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開について、必要な事項を定める。

(公開の原則)

第2 協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、協議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議の一部又は全部を公開しないことができる。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものに該当する情報に関し協議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な協議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないなど、適正な会議運営が損なわれるおそれがある場合

(非公開の決定)

第3 協議会の会議の非公開の決定は、事務局を通じて堺市障害者自立支援協議会の長（以下「会長」という。）が行うものとする。

- 2 会議が、当該会議の開催日までに、会議の非公開の決定をすることができないときは、当該会議の冒頭に会議に諮って決定するものとする。
- 3 会長は、会議の非公開を決定した場合には、その理由を明らかにするものとする。

(公開方法等)

第4 協議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴者」という。）に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 協議会を公開で行う会議においては、予め傍聴を認める定員を原則5名までと定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。ただし、会場内に傍聴席を設けることが困難な場合は、この限りでない。
- 3 傍聴者が前項の定員を超えるときは、先着順により決定するものとする。ただし、協議会が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 4 会長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

(会議の秩序維持)

第5 協議会は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

- 2 協議会は、前項に規定する遵守事項を守らない者及びそのおそれのある者に対しては、注意を行い、なお改めない者に対しては、会場への入場を拒否し、若しくは退場させることができる。

(その他)

第6 本基準に定めのないものは、会長及び副会長において協議のうえ定め、必要に応じて基準の改正を行うものとする。

附 則

この基準は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年3月1日から施行する。

傍 聴 要 領

堺市障害者自立支援協議会

本協議会の会議の傍聴に当っては、静謐に傍聴するとともに、次の事項に留意し、会議が円滑に進行されるよう協力願います。

1 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、協議会の会長又は事務局の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者は、下記の遵守事項を熟読のうえ、会場に入場すること。
- (3) 協議会は、傍聴者が下記の遵守事項に違反した場合は、これを注意し、なおこれを改めないときは、入場を拒否し若しくは退場を命ずるものであること。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 会場における協議に対して、発言、拍手その他の方法による賛否及び意見の表明をしないこと。
- (2) はち巻き、ゼッケン、たすき等の着用や、旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (3) 喫煙及び飲食をしないこと。
- (4) みだりに席を離れたり私語や大声を出すなど、他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話、ラジオ、パソコン等の電気機器類の電源を切ること。
- (6) 会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議進行の妨げとなるような行為をしないこと。